

法社会学における「近代化」論

畑

穰

は し が き

一 「近代化」論の類型と問題点

- (1) 封建社会から資本主義への構造的転換の過程としての近代化
- (2) 民主化的「近代化」
- (3) 超歴史的な人間的自主性の象徴的原理としての近代
- (4) 産業化的「近代化」論の登場とその現代的機能
- (5) インデックス主義の「近代化」論

は し が き

比較法研究所は、昭和三九年度以降の共同研究として、「日本の近代化に及ぼした外国法の影響」という課題を選んだ。この報告は、その準備作業の一つとして、日本近代化の統一的理解のために、法社会学の立場から、近代ないし近代化をとりあげよとの要請に応えようとしたものである。

もとより、右の共通テーマそれじたいが、法と社会の動的連関を歴史的・構造的に追求することによってはじ

めて可能なものであるだけに、人間の社会的行動を決定する規範が、国家法とどのような関係をもつか、また国家法と社会の行為規範の総体たるこれらの法規範が、どのような政治的・社会的・経済的諸条件によって必然的に生み出されかつ規定されるか、その法則性を明らかにするのが法社会学の立場だとすれば、「日本社会の近代化に及ぼした外国法の影響」は、全体としてまさに法社会学的分析によってのみはたされうる課題でなければならぬ。したがって、「法社会学の立場から」というアプローチの独自性は、本来ありえないと思われる。

そこで本稿は、とりあえず法社会学者がそれぞれ近代ないし近代化をどのように把握しまた把握しようとしているかを、日本社会の変動に対応する法社会学の形成・発展の過程でとり上げ、序論的な作業の一つとしたいと考える。方法論的共通性は欠いているにせよ、法規範と社会的諸条件の一定の法則的連関性については、いわゆる法社会学者は同じ関心をもっていたし、現にもち続けているからである。

本稿は、まず第一に、現在のいわゆる「近代化」論の諸類型とその問題状況を概観することからはじめられる。ついで、日本型法学の出発点を規定した日本資本主義法の原型を憲法、土地法、家族法について若干検討し、概念法学的官僚法学の形成と、その内部から創造される法社会学とその戦後における展開を通して、主要な法社会学者——すなわち、末弘巖太郎博士、川島武宜教授、戒能通孝博士ならびに渡辺洋三教授が、おのおの近代ないし近代化についてどのように考えてきたかを、法と社会の変革の過程と関係づけて跡づけてみたい。もちろん、右の四教授によって、すべて近代化論の典型が網羅されているとは考えない。ここでは、それぞれの近代化概念と法学方法論の関係が、試論的に、それぞれの時期におけるおのおのの実践的な姿勢を媒介として、比

較的明らかになりうると思われる事例を、任意に選んだにすぎない。あらかじめお断りしておく。

一 「近代化」論の類型と問題点

現在、わが国には、いうまでもなく多様な近代化論が存在する。わたくしは、さしあたり日高六郎教授の分類にしたがって次の五つの類型に分つことができると思う。^(一)

(1) 近代化を、封建社会から資本主義社会への構造的転換の過程としてとらえる立場。この立場は、マルクス主義の理論がその主流をしめながら、それに完全に同調しない立場に立つものまで、広汎なとくに戦後の一時期における社会科学者の見解を代表したとさえいえよう。この近代化の指標は、封建的土地所有関係の否定、資本主義的生産様式の確立、市民的自由権の保証の三点に集約できる。いいかえれば、反封建を軸とした前近代―近代の転換が考えられていた。しかし、この近代化論にもまたいくつかの相違した傾向がみられる。

(i) その第一は、正統派マルクス主義者である。例えば井上清教授のように、(a)近代化概念を歴史的範疇としてとらえる立場と超歴史的範疇としてとらえる立場を区別すべきであって、近代化概念は決して超歴史的範疇ではありえない。(b)したがって近代化を論じるさいは、資本主義の歴史的進歩性、すなわち封建制の経済、政治、社会関係、文化等の一掃とともに、資本主義の歴史的限界性、すなわちブルジョア的近代につきものの侵略戦争や貧富の拡大や人間疎外の深化等をも明らかにしなければならない、(c)ゆえにまた資本主義化と区別される社会主義建設は、近代化と区別して、単に工業化とか技術革新過程とかさらには社会主義化という方がよいとい

う。(三)

(四) これに対し、近代化を超歴史的にとらえ、決して過渡的なものと考えず、近代的自主的人間の確立は過渡期の統一戦線の道具ではなく、むしろそれは目的それ自体であり、その成果は当然に将来社会へ継承されなければならないと考えるものもあった。第一のグループと第二のグループは、反封建の線では一致しながら、後者は前者によって、いわゆる近代主義者として批難されることとなった。

(2) 第二は、民主化的近代化の立場である。右にあげた封建制社会から資本制生産の社会への構造的転換の過程としてとらえる立場に対し、資本の運動法則に即した見地よりも、国家権力に対する民衆の契機を重視し、民主主義的変革を志向した近代化論である。もちろんこの立場も、(イ) 民主主義革命を当面の目標と考えながら、それは結局過渡的なものであり、その担い手は労働者階級であると考え、新しいモラルは労働者階級の規律と団結を守る集団主義的な「惜しみない献身」でなければならないとした傾向(マルクス主義者)と (ロ) 民主主義革命が過渡的なものであることを認めながら、それを通じて近代的市民的精神の確立が重要だと考え、プチ・ブルジョアは単純に労働者階級に移動することなく、自分の内がわの精神革命を徹底し、自分の内部の民衆を発見すべしと主張したグループなどに分れる。

(3) 第三は、超歴史的的人間的・自主性の象徴的原理として近代をとらえる立場である。歴史の変革の主体としての近代的人間の確立過程から、近代的エートスないし近代的人間像を抽出し、例えば丸山真男教授が「開国」について超歴史的「近代化」のカテゴリーを設定した場合のように、いわゆる欠如理論ないし先進国理論を乗りこ

えようとする考え方である。丸山教授はいう——「第三の開国の真只中にある私達は、歴史的な開国をただ一定の歴史的現実に着せせずに、そこから現在の問題と意味とを自由にくみとることが必要と思われる。そうした剝離作業のためには、ベルグソンやポッパーのようないわば『非歴史的』あるいは『超歴史的』な次元の範疇を測定の一参考として歴史的状況のなかに投入してみることも意味がないとはいえないのである。そうしたアプローチが、つてヨーロッパにあったものが日本にないといういわゆる欠如理論、ないしはこれから日本が西欧の一定の歴史的段階を踏襲する時期だという固定的な『先進国』理論に導くものでないゆえんは右によっておのずから明らかであろう」と。^(三)

この立場は、ウェーバーの「プロテスタンチズムの倫理と資本主義の精神」のように、資本主義社会を法則的に発展する社会としてとらえず、逆に資本主義のなから、近代資本主義社会の一般的発展法則でなく、歴史的・個性的に形成された西欧近代資本主義の「個性的重圧」をくみとり、禁欲合理主義、禁欲合理主義の人間像、合理性またはマージからの解放等々の指標を引き出してくる。大塚久雄教授のように「社会変革は少なくとも、同時進行的に人間変革を伴っていないなければならない」との主張は、この傾向の典型であろう。

(4) 第四は、いわゆる産業化的近代化論である。この立場は、ロストウによって代表されるように、産業的には停滞的、制度・道徳・思想においては伝統的な社会が、生産力の飛躍的増大をてことして離陸 (take off) して新しい産業社会へ転換して行く過程としてとらえる。技術の革新は中心的課題となるが、社会体制や政治型態は第一次的には問題とならない。ロストウによれば、(a) 生産的投資率が国民所得 (もしくは国民純生産 $\langle \text{NNPV} \rangle$)

の五%ないしそれ以下から一〇%以上に上昇すること、(b)十分な力をもった一つないしそれ以上の製造部門が高成長率をもって発展すること、(c)および近代部門における拡張への衝動と離陸のもつ潜在的な外部経済効果とを利用して成長に前進的性格を与えるような、政治的・社会的・制度的枠組がすでに存在しているか、あるいは急速に出現しつつあること、この三つの互いに関連する条件をすべて備えていなければならぬ。^(四)

この産業化的近代化は、以上にあげた三つの近代化論が、多かれ少なかれ、すべてわが国における前近代的社会制度や前近代的人間関係の克服ないし民主化を第一に問題としているのに対し、権力が、民主主義の行きすぎを問題としなくてよい段階に達したとき、はじめて主張しはじめた近代化論でもある。換言すれば、民主化を怖れた権力は、近代化を決して口にしなかった。しかし、近代化論を民主化的近代化論ではなく、産業化的近代化論に切りかえることができる^(五)と見てとったとき、はじめて権力は、「近代化」を説きはじめてたのである。その背景は、いうまでもなく、高度経済成長政策の進行である。産業構造政策を通じて、技術革新による高度化と、金融資本を中心とする産業・流通のワン・セット化^(六)自己系列化による合理化を押し進め、これを近代化政策として積極化した。テクノロジーによる生産の社会化は新中間層の進出を進め、大量生産・販売・消費は、市民の大衆化を進め、受益者意識の造成、政治的アパシーといわれる状況を作り出した。

いまこの点を農業構造改善事業、とりわけ酪農の場合における近代化資金の矛盾についてみると「七分五厘の近代化資金全額借入により酪農をおこない、所得の半分を償還にあてるとすると、一頭飼いの場合は完済までに一年、四頭飼いは一六年、七頭飼いは（ただし三頭は自己資金）は一三年を要する。すなわち現行条件は既存畜舎

利用、耕種部門残滓利用の一頭飼いでヤット採算可能というところで、購入飼料資金の増大する準主業経営、さらに畜舎改造資金を要する主業経営では少なくとも一五年の貸付期間は必要である。『それぞれを比較してみると一頭飼育の場合だけが何とか現行制度資金でもやれる……』ということは現行制度は一〇二頭飼育の奨励のためのものであって、多頭飼育のためにはあまり役立たないということにもなり、現在指導されている酪農のあり方とは関係のないものである』。しかも、その一〇二頭飼養は低乳価、飼料高によって崩れつつあるだけにこの指摘は重要である。かくて現実的には、酪農経営の矛盾の内攻・激化のなかで過渡的な苦渋にみちた階層分化が進行する^(五)。関東近県の事例によると、近代化資金による酪農の階層分化は、融資前の四頭以下五六戸は融資後一〇戸に激減し、逆に一五頭——二四頭一三戸は三六戸に激増し、二五頭以上の経営は二倍にふえている^(六)。

約七割に及ぶ兼業化や都市労働市場への流出傾向は、現在では上層の商品生産農家にまで及び、農業生産性の向上、経営の近代化、農業所得の増大がはからなければならない。しかし、これに対して農業基本法を基礎とする構造改善事業は、いわゆる生産政策、構造政策、価格政策によって、零細土地所有、零細経営を克服して経営規模の拡大をはかり、生産費をきりさげ、国際市場での自由化^(七)競争にたえうる自立農家を育成し、それ以外は、都市労働力市場に流出させるとの政策をとった。しかし現実には、農基法の方角とは反対に、零細兼業農家が増加の一途をたどり、出稼ぎが常態化し社会問題となっている実情にある。

ところで、産業化的近代化論は、また次にのべるホルのインデックス主義の近代化論と結びつき、ライシャワーの近代化論となっている点に注意すべきである。ライシャワの主張は、近代化の定義のなかに、民主主義を

入れるべきではないという点に、特徴の一つをもっている。「一つの生活様式から、また別の生活様式に社会が移り変ってゆくということを定義づけて近代化」といい、「技術的変革による変化」、「科学的な方法によって社会を前進させる」進歩の観念を近代化の要素として重視する。したがって、「民主主義がいちばんいい制度だと確信をもって考えているわけですが、しかし世界の近代化されたいろんな地域を見渡すと、必ずしも民主主義がそれにともなっているとはいえない。たとえばナチス・ドイツなどは、工業技術的には非常に進歩していた、近代化された国だったけれども、民主主義の国家ではなかった。またもう一つ、合理主義というものも必ずしも近代化のなかに含まれるとは考えられないと思う。たとえばヒトラーのやり方は世界でも非文明的、非合理的でむしろ前近代的な考え方であつたわけです。したがって民主主義というものを近代化の一つの要素として定義づけるべきではないと思います。しかし近代化の一つの副産物として、民主主義を考えることはいいのではないかと思う」という^(七)。

しかし、ライシャワーをふくめて、産業化的近代化論の役割は、アメリカの新殖民主義の理論的基礎を提供しているところにある。周知のように、ロストウの「経済成長の諸段階」(一九五九年)は、その副題が「一つの非共產主義宣言」——となっているように、マルクス・レーニン主義に対決することを意図した反共理論の提示である。ロストウは、すでにマサチューセッツ工科大学国際問題研究所所長であり、対外援助担当の大統領顧問として著名なM・F・ミリカンとともに著述した「後進国開発計画の諸問題」で、どのような経済援助がもつとも効果的な新殖民主義の手段であるかを検討し、アジアアフリカの後進国が、経済成長をなす際に国家が重要な

役割をはたすことを認め、国家に対する援助が必要であることを説いた。これらの国のように離陸の先行条件期にある国家が、飛躍的に経済成長をなすためには、社会的間接資本の形成が必要であるが、これによって「沈滞から経済成長へと急速に転換するためには、大幅な国家助成が不可欠なのである」^(八)。したがって、アメリカが認める国家開発計画があれば、主として借款という形で、後進国政府に援助することが必要だとする。

このような政策に対応して、「経済成長の諸段階」では「共產主義の陰謀による権力の奪取が最も容易なのは、離陸がまだ達成されず経済的にはもろいこと政治的にも社会的にもそれが強固なものとなる以前の、このような政治的社会的混乱を背景とした場合である。そして、このような背景の中においてこそ、中央集権化された独裁制が、離陸および成熟への持続的前進に必要な技術的先行条件を、すなわち有効な近代的国家組織を提供しうるのである」^(九)。

「共產主義は、伝統的社会からの推移に際して先行条件を強固にし、離陸を惹き起し、社会を技術的成熟へと駆り立てることのできる有効な国家組織の唯一の形態ではない。共產主義は、……たとえば日本の明治維新やアタチュルクのトルコと並ぶものであり、先行条件期が十分に実力をもった企業家的商業中産階級を生み出さず、社会の指導者の中に適当な政治的意見の一致を生み出さなかったような社会において、成長過程を惹き起こしかつそれを持続させるだけの力をもつところの一つの特異な非人間的な政治組織形態ということになる。それは社会内部において、近代化の仕事を遂行しようとする諸要素を有効に組織することに失敗した場合、過渡的社会にふりかかりうる一種の病気である」^(一〇)。

したがって、ここで離陸の過程にあるアジア・アフリカの諸国が共産主義という過渡的社会の一種の病氣にかからないことを理論的に明確にすることが必要だった。「ところでロストウが離陸の成功をとなえるのは、投資率が国民所得の一〇%以上に上昇するという資本の蓄積と、それにもづく生産力の発展をいうのであってもちろん生産関係を問題にするのではない。ロストウはこのための経済的条件として、農業における生産性の向上と社会的間接資本の形成の二点をあげる。すなわち、過渡期における農業は、都市人口の増加と対応する食糧の供給、有効需要の造出による工業化の促進、土地所有から生れる剰余所得の再投資による資本蓄積という三つの機能を果す必要がある、この点から農業の近代化が要求されるのである。つまり、農民の収奪による資本の原始的蓄積が要求されるのである。また資本の利潤を保障するために、社会的間接資本、とりわけ輸送業における社会的間接資本が建設されねばならぬこと、そして、それには政府が重要な役割を果すことが示される。有効な中央集権的国民国家の建設は、先行条件期の決定的な一面であった。そして、それは例外なしに離陸のための必要条件であったのである。このことが前述した後進国政府に対する援助という政策の理論的基礎をなしているのである」。

そして、さらには民族解放運動による民主革命の達成を抑圧し、漸次的な改良によって運動を鈍らせるためには、どうすればよいかを問題とする。ロストウは、「因襲的 (traditional) 社会はまた地主勢力に挑戦するほど強大な中産階級がないことをもって特色とする。したがって、過渡的段階の初期において地主の覇権に断呼として挑戦するものは、一般に、単一の社会的階層ではなく、いくつかの階層の連合勢力である」とし、「軍

隊」、「シンボル製造屋の世俗的インテリ」、「技術革新をになう産業の企業家」がそれだというのである。

「軍隊は、一方では社会的流動性を促進して変革を助長するとともに、他方では社会的安定の維持ならびに混乱防止の面で決定的な役割をはたすことができる。多くの社会の過渡的段階がよい結果に終わるかどうかは、軍事部門がこのような役割をそれだけ効果的に果たすかにかかっている」と考える。アメリカの新殖民主義にとつて軍隊のはたす役割は、極めて重大なのである。

(5) 最後に、近代化論として注目すべきは、いわゆるインデックス主義の近代化論として分類される立場である。この近代化論は、ホールによって代表されるが、複数の近代化の指標（クライテリア）を指定し、それを測定値として近代化の度合いをはかる立場である。ホールは、「この問題を取扱うアメリカの学者が、これまででこずってきた基礎的な問題は、全世界の発展しつつある社会にあらわれる多くの現象を、すべて考慮に入れて、近代化にかんする一般理論に到達することが可能であるかどうか、ということである」。このため、近代化の諸要素にかんする西洋の学者のごく最近の諸見解を摘要しようと試み、同時に「近代化の問題を全体的に取扱うための概念的枠組を準備しようとした」。一九六〇年のいわゆる箱根会議においては、そのクライテリアは次のようになっている。^(二三)

(i) 個人がその環境に対して、非宗教的かつますます科学的に対応していこうとする志向の伸張を伴う、普及した読み書き能力

(ii) 人口の比較的高度の都市集中と、社会全体がますます都市を中心として組織されていくこと

(イ) 無生物的能量の比較的高度の使用、商品の広汎な流通、およびサービス機関の発達

(ロ) 社会成員の広汎な空間的相互作用と、かかる成員の経済的および政治的過程への広汎な参加

(ハ) 広汎な、しかも浸透性をもったマス・コミ網

(ヘ) 政府・実業・工業の如き大規模な社会的諸施設の存在と、かかる諸施設の編成がますます官僚制的になりゆくこと

(H) もろもろの大きな人口集団がしだいにひとつの統制(國)のもとに統一されること、およびかかる諸單位の相互作用(國際關係)がいよいよ増大すること

ホールが、右の諸規程を検討するに際してとつたのは、開放的接近方法と称する方法である。「もしわれわれが、日本人学者の特徴的な観点とその観点に対するアメリカ側の特徴的な反応とについて語りうるならば、それは、日本人は意図的にか、無意識にか、社会變動にかんするマルキシズム的、ないしその他の一組の諸公式に依存していることが明らかであつたのに反して、アメリカ人はこうした諸公式の一般的妥当性に対して懷疑を表明したことであろう。討論中に表明されたこのような態度差のゆえに、しばしば、アメリカ人の論評が未熟なもの、もしくは酷評めいたものに見えたのであり、また事実、彼らは社会變動の基礎的な理由にかんする理論を、たいへん仮設的な形で提示したのである」^(二四)といっている点から、このオープンな接近方法が、史的唯物論に対するアメリカ社会学的な攻撃であることは、明らかであろう。

ホールの近代化論とはほぼ同じ立場に立つのに、川島武宜教授の近代化論がある。^(二五)川島教授の見解については、

後に詳述するが、その特色はつぎの三点に要約できよう。(a)近代化という言葉の意味を、経験科学の作業仮設としてあらたに構成しようとする点 (b)近代化概念を構成する場合の指標として「広汎な人々の解放(ひろい意味での)に向つての急速な社会的変化」を基準にする点、および (c)このような近代化概念の設定は、歴史の総過程における共通の大きな方向づけによって必然化され、かつ人類の幸福の道の予見にとって必要であるとみる点である。^(二六)

なお、最近アイゼンシュタットが、「近代化——成長と多様性——」(一九六三年)において、批判的検討を行っている。紹介者の石田雄教授の要約にしたがうと、次の如くである。^(二七)

(i)第一に、従来しばしばみられる近代化論——個人当り所得の大きさとか文盲率等々を基準とする——に対して、彼はより動態的に、近代化を一つの方向性の問題としてとらえることを提唱する。国民所得が多いとか、文盲率が少ないとか、マスコミュニケーションに接する機会が多いとかいうことだけで近代化をはかるということ、は、少くとも政治的近代化のとりえ方としては明らかに適當でない。これらは明らかに政治的近代化にとって有利な条件となりうるが、それで充分な条件とするならば、ナチドイツもまた高い近代化を示すことになり、方向性の問題が脱落する。

(ii)第二の特徴は、近代化における主体的条件の重視である。数量化されうる様々の客体的条件を、どちらの方向にむけて利用するかという点で、方向づけを行い意図的にその方向に推進する主体が重要となる。

(iii)第三の特徴は以上二点と関係し、構造化(structuring) 又は制度化(institutionalization)の過程度が重

要視される点である。すなわち一度近代化への出発 take off を行い、その線で発展して来ても、社会的変化に対応する際の構造化、制度化を誤ると、氷結化(freezing)が起り、柔軟性を失って、近代化は崩壊するということになる。「連続的自己維持的成長」という面が強調されるのもこの故である。

以上のように現在の近代化論を類型化しえたとして、では、法社会学者の近代化論は、そのどれに該当するであろうか。

いわゆる生ける法を法社会学的方法で発見し、生ける法と国家法の関係を、生ける法の矛盾を一般民主主義の拡大方向で克服しようとした末弘巖太郎博士の見解はどうか。また、戦後の家族法改正においてはたした川島教授の役割とその基底となった理論はどうか。川島教授の名著「日本社会の家族的構成」(昭和二年)は要するに「まず日本における現実の社会秩序としての家族制度を理想型によって把握すれば、権威と恭順を基本原理とする封建武士的Ⅱ儒教的家族制度と、協同体的な雰囲気支配する一見民主的な民衆の家族制度の二類型となるが、両者はいずれも、行為の自主的決定とその反面としての人格の相互尊重を基調とする近代小家族の理念と相容れないことを明らかにする。さらに、そのような家族制度原理の延長上に、家族外の諸結合Ⅱ擬制的親子関係が成立し、日本社会は、そのような結合関係から編成されているが、それは民主主義の原理と相反することを示したのである。そうして民法上の家族制度は、封建武士的Ⅱ儒教的家族制度秩序の国家権力による補強であるから、その廃止の必要性は言うまでもないが、日本社会の民主化のためには、決してそこにとどまるべきではなく、生活の現実において家族制度的なものをすべて否定し、民主的な家族生活を実現しなければならぬことを明

らかにしたのであった。ここにおいて、家族制度を、法律上と道徳上とを問わず、徹底的に否定する理論的基礎が確立されたのであり、それは、家族法の近代的性格の貫徹に大きな影響を及ぼすこととなった。そしてまたこの論文は、その後の法社会学的研究にとって導きの糸の役割を果し、その影響下にすぐれた研究が続々と生れた」のであった。^(二八)

また、これに対し戒能博士の場合はどうか。戒能博士の立場は、要するに、市民法原理を前提に、その実現を社会的・政治的諸条件と権力それじたいの変革に求め、かつ現体制下でのそのための主体的な課題を、現実的に探求する点にその特質をもっている。例えば博士はいう——「自然人は生まれたままの状態では単なる人間にすぎないが、彼がもし自ら望むならば市民になることができる。だが同時に市民になるということは、勤労者大衆には政党・労働組合に加入すること、デモンストレーションを行なうことが必要であるにもかかわらず、そのような集団的自己表現による市民性の恢復は市民法の関知しないことにされているのである。市民法はその結果市民を個人に限定し、個人が集団的行動において市民権を獲得しようとする傾向を認めただけでなく排除する。市民法はこの意味では当然反集団法である。したがって、集団の形態をとらないで市民化できるもの、すなわちブルジョアジーにとっては満足な法の体系であるが、集団的行動を（具体歴史的に）要求するほかなんともならないもの、すなわちプロレタリアートに対しては、明瞭な階級的鎮圧法である」。『一定の条件が整えば、まず大衆の市民化を阻害する要因を除去する政府を平和的に樹立することができ、その次の段階では実際に大衆を市民化することができるはずである。それは具体的にいえば、社会主義政権の樹立であり、次に社会主義経済の組織

である。社会主義の国家法は、この点からいえば資本主義国家（市民国家）では裁判規範としてのみ実在していた市民法を、行為規範に移しかえることを意味している。だからして社会主義への政権移行が、平和的に、（その例はまだない）、もしくはほぼ平和的に（その例もまだない。しかしソ連革命に比較すれば中華人民共和国の成立は、はるかに平和的である）実現した場合には、革命によって何か未知のことが起こる、というよりも、市民国家で『なすべきである』と思われることを徹底的に実行し、『なすべきでない』と思われることを徹底的に排除するというだけのことしか起こらないので普通である」^(一九)

封建制社会から資本主義社会への構造的転換の過程としての近代化に立脚し、同時に民主化への志向を強くしていた川島教授に対し、超歴史的な近代を前提としつつ、その歴史具体的な実現を前近代——近代——超近代（社会主義社会）へのコースで展望する戒能博士の見解が、おのずと明らかにされるであろう。しかし、その検討に入るまえに、法社会学の形成過程における近代を、若干考察しておく必要がある。（未完）

- (一) 日高六郎編「近代主義」（現代日本思想大系三四）二二頁以下。
- (二) 浦田賢治「日本の近代化論と憲法学」（「比較法学」一巻一号）五七頁。
- (三) 日高編、前掲二八二頁以下。
- (四) W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, 1962, P. 39 木村・久保・村上訳・五三頁。
- (五) (六) 美土路達雄「酪農構造改善事業の矛盾とそのもたらすもの」（近藤康男編「構造改善Ⅱ日本農業年報Ⅱ」）五一頁。

- (七) 中村雄二郎氏との対話「近代化をどう見るか」（「現代の眼」五巻五号）五〇頁、五二頁。
- (八) 前田寿夫訳「後進国開発計画の諸問題」三一頁

- (九) (10) Rostow, op. cit., p. 163. 邦訳 1110頁以下。
- (一) 土生長穂「新植民地主義とロストウ理論」(「経済」10号) 90頁。
- (二) ミリカンブラックマー編「低開発諸国の近代化」446頁。
- (三) J. W. ホール「日本の近代化——概念構成の諸問題」(「思想」439号) 44頁以上。
- (四) 同右。
- (五) 川島武宜「近代化の意味」(「思想」近代化特集号) 2頁以下。
- (六) 浦田、前掲、五五——五六頁。
- (七) S. W. アイゼンシュタット「近代化——成長と多様性」(「社会科学研究」16巻1号) 125頁以下。
- (八) 利谷信義「家族制度改革の理論と実践」(「現代のエスプリ」5号) 112頁。
- (九) 戒能通孝「市民法と社会法」(「法律時報」30巻4号) 10頁以下。